

公示送達書

令和8年6月30日

下記の者へ送達すべき書類を、中央区市民部納税課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市長

高島 宗一郎



送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

送達すべき書類を
特定するために必
要な情報

中区納102019号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。